Tayano Ryo 2024-03-20

更新日時

• v1: 2024/03/20

入居日関連

- 契約締結日は、入居日や入居期間、規約などに同意することを契約した日付のこと
- 入居日は家賃発生の開始日
 - 実際に人が住み始めますの日付
- 4月1日以内の入居であれば問題ない
 - 。 しかしながら、赴任期間(4月1日~4月7日)を超えての入居ならば、入居日の遡り(家賃は1ヶ月分払う)をしてもらう必要がある。
- 純粋な家賃のみしか申請できないため、駐車場代や共益費等を明細入力するのか、純家賃にしてもら うか交渉した方が良い

引っ越し関連

郵便関連

- 転居届
- 今まで届いていた郵便物の住所変更

水道光熱費関連

- 旧住居の解約
- 新住居の契約

住民用関連

- 旧住居での転出届と転出証明書の受け取り
- 新住居での転入届

通勤届

期限:4月15日

- 通勤経路の地図?略図?
 - 。 通勤経路を分かりやすい色(赤色)でなぞる
- 自宅周辺の拡大図
 - 。 敷地出入口と道路が接する部分に×印

住居届

期限:4月15日

提出する書類上は、4月7日までに完了しておくことが必須

- 住民票
 - 。 原本
 - 。 個人番号なし

Tayano Ryo 2024-03-20

- 新住居の賃貸契約書
 - 全ページの写し
- 新住居の家賃領収書
 - 写し
 - 。 4月が日割りの場合、翌月分の証明も必要になる
 - (4月7日に入居した場合、この日以降の分を日割りで支給する)
- 旧住居の退去証明関連書類 以下のどちらか
 - 。 旧住居の契約解除証明書
 - 原本
 - 。 退去時の家賃領収書
 - 写し

地方職員共済組合の住所変更

期限:不明

- 変更届を提出
 - 。 書類なしで、書いて出すだけ